

公立大学法人東北公益文科大学の組織及び運営に関する規則

令和8年4月1日規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 組織（第2条—第8条）
- 第3章 職制（第9条）
- 第4章 理事及び監事（第10条・第11条）
- 第5章 理事会及び審議機関（第12条—第14条）
- 第6章 委任（第15条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する東北公益文科大学（以下「大学」という。）の組織並びに運営に関し、公立大学法人東北公益文科大学定款（以下「定款」という。）及び東北公益文科大学学則（令和8年学則第1号）（以下「学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織

（学部及び学科）

第2条 大学に、公益学部及び国際学部を置く。

- 2 公益学部には公益学科を置き、国際学部には国際コミュニケーション学科を置く。

（大学院）

第3条 大学に、大学院を置く。

- 2 前項の大学院に、公益学研究科を置く。
- 3 公益学研究科に、公益学専攻及び公益学研究専攻を置く。

（エクステンション教育機構）

第4条 大学に、エクステンション教育機構を置く。

（図書館）

第5条 大学に、図書館を置く。

（法人運営委員会等）

第6条 法人に、法人の円滑な運営を図るため、次に掲げる法人運営委員会等を置く。

- （1）運営理事会議
- （2）広報・募集委員会
- （3）ハラスメント防止委員会
- （4）防災危機管理対策委員会

- 2 法人運営委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究実施組織等）

第7条 大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究実施組織を編制する。

- 2 大学に、前項に定める教育研究実施組織のうち、大学運営を強化するため、次に掲げる大学運営強化組織を置く。

- （1）点検評価委員会

(2) 教員人事委員会

3 大学に、第1項に定める教育研究実施組織のうち、教育研究活動を推進するため、次に掲げる教育研究推進組織を置く。

(1) 教育推進センター

(2) 国際交流センター

(3) 地域共創センター

(4) 研究活動推進委員会

(5) マルチプロジェクト研究機構

4 大学に、第1項に定める教育研究実施組織のうち、教育研究活動の円滑な遂行を支援するため、次に掲げる教育研究支援組織を置く。

(1) キャリア開発センター

(2) 学生支援センター

(3) インフォメーションマネジメントセンター

(4) 障がい学生支援委員会

(5) 研究インテグリティ・マネジメント委員会

5 大学運営強化組織、教育研究推進組織及び教育研究支援組織に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 法人及び大学の事務を処理させるための組織として、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 職制

(職制)

第9条 次の表の左欄に掲げる組織に、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
大学	学長、教授、准教授、講師、助教、助手	学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条に規定する職務に従事する。
学部	学部長	
大学院研究科	研究科長	上司の命を受けて研究科の事務を掌理する。
エクステンション教育機構	機構長	上司の命を受けて機構に関する事務を掌理する。
図書館	図書館長	上司の命を受けて図書館に関する事務を掌理する。
事務局	事務局長	上司の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 前項に定める職のほか、必要に応じて副学長を置くことができる。

第4章 理事及び監事

(理事の担当等)

第10条 理事の担当、兼務する職及び所掌事務等は、次の表のとおりとする。

担当	兼務する職	所掌事務	所管する法人運営委員会及び教育研究実施組織
経営・評価・総務		法人及び大学の経営、評価及び総務に関すること	広報・募集委員会、ハラスメント防止委員会、防災危機管理対策委員会
教育・学生支援	学部長	大学の教育及び学生支援に関すること	教育推進センター、キャリア開発センター、学生支援センター、インフォメーションマネジメントセンター、障がい学生支援委員会
研究・地域貢献・地域連携・大学院	研究科長	法人及び大学の研究、地域貢献及び地域連携に関すること	地域共創センター、研究活動推進委員会、マルチプロジェクト研究機構、研究インテグリティ・マネジメント委員会
国際貢献	学部長	法人及び大学の国際貢献に関すること	国際交流センター
経営・教育研究		法人及び大学の経営及び教育研究に関すること	
地域貢献・地域連携		大学の地域貢献及び地域連携に関すること	

2 前項の表に規定する経営・教育研究担当及び地域貢献・地域連携担当の理事は、定款第12条第2項に規定する法人の役員又は職員以外の者とする。

3 前項に規定する理事は、非常勤とする。

4 定款第9条第5項に規定する理事長があらかじめ定めた順序は、理事の任命の際に示すものとする。

(監事)

第11条 監事は、非常勤とする。

第5章 理事会及び審議機関

(理事会)

第12条 定款第15条に規定する理事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経営審議会)

第13条 定款第19条に規定する経営審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究審議会)

第14条 定款第23条に規定する教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 委任

(委任)

第15条 定款、学則及びこの規則に定めるもののほか、法人及び大学の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。